

障害年金 無料相談会

「私は障害年金の請求はできないのか?」「私の病気は障害年金に該当するのか」
等々、みなさまの障害年金に関する疑問・お悩みの手助けをいたします!

開催日時：平成29年12月13日(水) 13:10~15:50
場所：ホルトホール大分 2階 セミナールームS

※ 原則予約は不要ですが、時間に都合のある方は弊事務所までお電話下さい!



初診日の確定

- ◆私の初診日っていつなの?
- ◆どの病院に聞けばいいの?
- ◆初診日は自分では決められないの?
- ◆カルテが無いと初診日の証明はできないの?

状況に対応した助言をします!



請求手続き

- ◆過去に遡って請求できないの?
- ◆65歳以後でも請求はできるの?
- ◆申立書の作成は難しいの?
- ◆結果がでるまでどれくらいかかるの?

受給を前提に説明します!



精神疾患の悩み

- ★心の病気も対象になるの???
- ★どの程度だと受給できるの??
- ★書類の作成は難しいの???
- ★働きながらでも、もらえるの??

分かりやすく説明します!



障害年金の請求は、時間が経てば経つほど初診日の証明が難しくなり請求できない可能性が高くなります。法改正により初診日の証明方法が緩和されましたが、かならず認定されるわけではありません。思い立った時にいち早く専門家に相談することが最善の方法です。

まずは、お気軽にご相談ください!!!

はんだ 社会保険労務士事務所

栃原 嘉明 (特定社会保険労務士)

大分市判田台南 2-6-4

TEL 097-507-9822 (携帯直通) FAX 097-597-3996

Mail: arimasi04@yahoo.co.jp